



新地区責任者として挨拶する
土井氏＝3日、茨木市内



改定の最新情報について話す
小山氏＝16日、枚方市内

わが街 わが地区



協会三島地区は3日、総会を開き、地区責任者を大西和典氏から土井喬氏に変更した。大西氏は「任期途中だが、地区が活性するために若い先生を中心として進めて欲しい」とあいさつ、土井氏は「若い先生が活躍できる場の下地作りという形で残りの任期を全うさせ

てもらう」と抱負を語った。

総会後は「診療報酬改定と個別指導の最新情報」をテーマに、小澤力氏（協会副理事長）が記念講演をした。

指導・監査では、社会保険庁解体によって今まで都道府県単位で行われていたが各厚生局単位に

診療報酬改定の動向では、1月30日の中医協総会の資料をもとに、「歯科疾患の総合的管理・口腔単位とした管理の強化」「歯科技術の点数がわずかだがプラスになる箇所もある、会員の先生方が声を上げ続けてくれたおかげだ」と説明した。

新地区責任者に土井氏

三島地区

講習会・地区総会開く

08年診療報酬改定の中
医協答申は、協会や保団
連が以前から要望してき
た内容が部分的に反映す
るものとなった。会員の
先生方から協力いただ
いた署名や、多くの声を
携えた度重なる国会行動
・厚労省交渉によって
歯科の矛盾が中医協や国

消費稅增稅

春
夏

秋
冬

社会保障のために消費 税増税というまやかし

会議員らに一定理解してもらえぬ所まで来た。

しかし、政府は医療費抑制政策を進めており、財源不足を盾に消費税の増税を実施する可能性が

1989年から2000
5年の間の消費税収は1
75兆円にのぼるが、同
期間の法人税の減収分は

を狙う財界・大企業の間
望がある。

高まっている。マスコミ
を利用して、社会保障の
ためには消費税を上げざるを得ないという雰囲気
が作り出されつつある。

背景には法人税率の軽減

160兆円であった。穴
埋めに使われたのである。
現在、大企業は史上
空前の経常利益をあげて
いる。これ以上、税負担
を軽減する必要性がある

社会保障のため 税増税というま

のだろうか。

三菱総研の試算によれば、消費税率を引き上げるとGDPが減速するといふ。消費税の増税によってもたらされるもの

に消費

やかし

のは、社会保障の拡充ではなく不況の拡大である。消費税の値上げが家計に大打撃を与え、家計から歯科医療に使うお金も制限せざるを得なくな

る。

また保険診療では医療機関は最終消費者となり、材料等の仕入にかかった消費税は医院の持ち出しとなり、直接的なダメージを受ける。

結果、ますます歯科医院の経営を困窮させるだけである。

社会保障のためと消費税が導入されたが、その後、医療も年金も介護も連続的に改悪されてきた。これ以上、社会保障のために消費税増税をと

いうまやかしに乗ってはいけない。

北河内地区

改定の最新情報を解説

歯科疾患管理料への経済誘導

協会北河内地区は、診療報酬改定の最新情報をテーマに講習会を16日、枚方市民会館で開き、歯

小山氏は、08年診療報酬改定の基本方針について、「前回の改定と同様に、効率的に医療を提

科医師35人が参加した。講師は矢部あづさ理事と小山賢一社保研究部員。矢部氏は、歯科医師・患者の経済実態が苦しい中で、協会・保団連の運動によって、国会で歯科問題が取り上げられるようになったり、歯科問題に関する議員連盟が設立されたことなどを紹介。会員・患者の声を、さらに国会に届けることへの協力を呼び掛けた。

供する機能の分化・連携の推進」、「医療費配分の中で効率化の余地のある領域を検討する」など、「効率化」の名のもとに医療費を抑制する方針は変わらないと指摘した。改定項目に関しては「新設された『歯科疾患管理料』は、患者またはその家族の同意と管理計画書の作成が算定要件とされ、同管理料を算定しなければ新設された『歯

供する機能の分化・連携の推進」、「医療費配分の中で効率化の余地のある領域を検討する」など、「効率化」の名のもとに医療費を抑制する方針は変わらない」と指摘した。

改定項目に関しては「新設された『歯科疾患管理料』は、患者またはその家族の同意と管理計画書の作成が算定要件とされ、同管理料を算定しなければ新設された『歯周病安定期治療』の算定ができない点に注意が必要」と、歯科疾患管理料算定への経済誘導がされ

ている点を指摘した。

一方で、文書提供による算定要件の緩和、支台築造印象の技術料の見直しなど、協会の運動の結果が一定現れていることを紹介した。

今次改定では、基礎的技術の評価と新技術の保険導入が一部されたものの、その評価は低く、新たな長期継続管理システムの導入・包括化の拡大が現場との矛盾を引き起こすことになる。協会は、歯科医療の危機を食い止めるため、運動をさらに前進させていく。

厚労省ホームページパブコメ募集案内
(<http://www.mhlw.go.jp/public/index.html>)より
案件番号：49507021580
タイトル：「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第8条第1項の規定に基づく医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（案）への意見募集」
募集期間は3月10日必着、提出方法はファクス（03・3504・1210）またはe-mail（tokuteikenshin@mhlw.go.jp）で、厚労省保険局総務課医療費適正化対策推進室まで。
○郵送の場合 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室まで

厚労省は、「医療費適正化に関する施策につい

医療費適正化の基本方針で厚労省が意見募集

ての基本的な方針（案）（以後・方針案）へのパブリックコメント募集を開始し、3月10日に締め切る。

医療費適正化計画とは、医療費の低い県を基準に、住民の健康保持の推進に関する事項では①特定健診の実施率②特定保健指導の実施率③メタボリックシンドロームの該当者や予備軍の減少率、医療の効率的な提供の推進に関する事項では①療養病床の病床数（削減数）②平均在院日数――具体的な数値目標を都道府県ごとに決めさせ、08年4月からの5年間を一期として計画策定

・実施・検証を行い公的医療費の削減を達成しようとするものである。

国民の健康は、各人の労働・生活環境等が大きく左右する。国による強制的な国民健康管理の押し付けが大きな効果を挙げることは疑わしい。

また都道府県ごとに診療報酬単価を決定できる仕組みが導入され、目標達成できない県は診療報酬単価の切り下げで対応を求められる危険性があるなど、さまざまな問題を抱えている。

基本方針案や意見募集の詳細については、左記で確認できる。

スタッフに安心の笑顔——労働保険委託は協会へ

こんな時お役に立ちます

- 退職時の最低限の保障
 - 業務中や通勤途上の事故によるケガへの補償
 - 療養後も障害が残ったり、万一死亡した場合の遺族に対する補償
- 失業給付
療養給付・休業給付など
障害給付・傷病年金・遺族給付など

安くてスピーディー 協会の事務委託手数料

労災保険のみ委託	年額12,000円
雇用保険被保険者数 1 ～ 3 人	年額12,000円
雇用保険被保険者数 4 ～ 5 人	年額18,000円
雇用保険被保険者数 6 人以上	年額30,000円

賃金等に対する保険料率(2008年度)

	事業主負担	労働者負担	合 計
労災保険	4.5/1000	0	4.5/1000
雇用保険	9 /1000	6 /1000	15/1000
合 計	13.5/1000	6 /1000	19.5/1000

歯科医院の売買ならさくらハウスへ

居抜き案件

賃面 権利金850万円、レセコン、診療台2台、
内装一式
保証金80万円、家賃13万円共益費込み



売買物件募集中

滋賀県 権利金1400万円、診療台3台、内装1式
家賃35万円、レセプト枚数120枚、パノラマは
デジタル

㈲さくらハウス 大阪府知事免許(02)043403号 担当:平石
 大阪市東成区東中本1-12-15 TEL06-6975-8889 FAX06-6975-8890